

編集後記 「セクハラは、ダメヨ～、ダメダメ！」

年も押し迫ってくると毎年話題になるのが、「流行語大賞」。

流行語大賞の発表日は、12月1日だそうです。

数年後には懐かしいと思われる言葉とバカにはできません。

過去の流行語大賞の中でも、その後根付き、法曹界でも普通に使われている言葉があります。

それが、「**セクシャルハラスメント(セクハラ)**」です。

「セクシャルハラスメント」は、1989年の新語・流行語大賞で金賞を受賞しました。

今では、社会問題の一つのキーワードとなっています。

アヴニール労務事務所 所長 柿野元博

<http://www.avenir-sr.jp>

E-Mail avenir4you@gmail.com



私が労働基準監督署の労働相談員をしていた頃のこと、その言葉には恥ずかしい思い出があります。

あるとき、上品な女性経営者の方が監督署の窓口にいっしょにいました。

女性「会社で**セクシーハラスメント**があったらどうなりますか？」

私「(ん！？何か違うような・・・)セクハラですね。職場でセクハラが起こると当の加害者だけではなく、会社の使用者責任が問われます。」

女性「**セクシーハラスメント**を受けた本人はあっけらかんとしているのですけど、見てるまわりの人間がイヤがっていて・・・」

私「第3者が見て、不快な気持ちにさせられるのであれば、やはり**セクシーハラスメント**と言われてもしょうがないです。即刻止めさせた方がいいですね。」(あ、セクシーじゃなくセクシーだわ！！(-_-))

女性「ちなみに本人と会社にはどんな法的責任があるのですか？」

私「まず本人には、民法上の不法行為による損害賠償(慰謝料)を求められます。」

また、内容により刑事責任が問われることもあります。

会社には使用者責任があります。労働者の安全配慮義務の債務不履行に基づき、精神的損害(慰謝料)を賠償する責任があるに加え、**セクシーハラスメント**により被害者が会社を退職した場合は、本来被害者が会社から受けるべき給料を逸失利益として賠償しなければならない場合もありますヨ。」

女性「**セクシーハラスメント**は、今多くなっているそうですね～。」

私「(だ～から『セクシー』ではなく、普通に『セクシー』って言えばいいのに～！！もう！(>_<)」

「そうですね。やはり就業規則もきちんと整備しなくてははいけませんね・・・」

ひと通り終わってそのお客さんが帰られた後、隣の同僚が笑いをこらえきれずに言いました。

「あれな、**セクシャル**やで。(笑)」・・・どっと周りからも爆笑されました。

じょじょじょ!



さて、12月といえば、会社の忘年会のシーズン。

そのセクハラ問題が起こりやすい最も危険な場所は、お酒をとまなう宴会の席です。

お酒が入るといい気分になり、普段なら言わないようなことをつい言ってしまったり、盛り上がって同席の人の身体の一部につい触ったり、お酌やデュエットを強要したり等々、という事態も起こりがち。

しかも酔っていたと当事者(加害者)はよく覚えてなかったりするので、後で言われたら放題・・・

酔ってていようがしまいと相手が性的に不快と感じたら、一瞬にしてセクハラ問題となり、

被害者だけではなく、加害者を、そして職場を不幸におとし入れるのです。

くれぐれもセクハラは、「**ダメヨ～、ダメダメ！！**」。(。>_<)p

しょせんお酒の席だから？いえいえ、「**そんなの関係ねえ**」許されないのです。

ワイルドだぜい

皆さんも、「**セクシャルハラスメント**」と、それから一応ではありますが、

「**セクシーハラスメント**」にも気をつけて下さいね。(^-)-☆

